

令和4年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和4年12月14日 開会

令和4年12月16日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和4年第4回新十津川町議会定例会

令和4年12月14日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 定期監査結果報告
 - 5) 随時監査結果報告
 - 6) 一部事務組合議会報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 報告第13号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
- 第9 議案第58号 新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定について
（内容説明まで）
- 第10 議案第59号 新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第11 議案第60号 新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（内容説明まで）
- 第12 議案第61号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）
（内容説明まで）
- 第13 一般質問
- 第14 議案第62号 令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（内容説明まで）
- 第15 議案第63号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（内容説明まで）
- 第16 議案第64号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について
（内容説明まで）
- 第17 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
（内容説明まで）

◎出席議員（10名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 2番 | 村井利行君 | 3番 | 進藤久美子君 |
| 4番 | 鈴井康裕君 | 5番 | 小玉博崇君 |
| 6番 | 杉本初美君 | 7番 | 西内陽美君 |
| 8番 | 長谷川秀樹君 | 9番 | 長名實君 |
| 10番 | 安中経人君 | 11番 | 笹木正文君 |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

| | |
|-----------|--------|
| 町長 | 熊田義信君 |
| 副町長 | 小林透君 |
| 教育長 | 久保田純史君 |
| 代表監査委員 | 岩井良道君 |
| 監査委員 | 奥芝理郎君 |
| 会計管理者 | 内田充君 |
| 総務課長 | 寺田佳正君 |
| 住民課長 | 長島史和君 |
| 保健福祉課長 | 坂下佳則君 |
| 産業振興課長兼 | |
| 農業委員会事務局長 | 小松敬典君 |
| 建設課長 | 谷口秀樹君 |
| 教育委員会事務局長 | 鎌田章宏君 |

◎職務のために出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 窪田謙治君 |
|--------|-------|

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただいまから、令和4年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、5番、小玉博崇君。6番、杉本初美君。兩名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

報告を求めます。

西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、去る令和4年12月9日、役場3階委員会室にて開催いたしました議会運営委員会の会議内容について、ご報告いたします。

出席者は、記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長、寺田総務課長のご出席をいただきました。

協議結果でございます。

（1）令和4年第4回町議会定例会の会期は、12月14日から12月16日までの3日間といたしたいとするものでございます。

（2）日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めるものでございます。

（3）付議案件は、報告1件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、令和4年度会計補正予算3件、規約の変更1件、指定管理者の指定1件の計9件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

（4）一般質問の通告は、2人から2件を受理してございます。

（5）定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、令和4年第3回町議会定例会に準じて実施することといたしますので、ご協力いただきたくお願いい

たします。

(6) 請願、陳情等の受理状況につきまして、12月8日現在、陳情2件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。うち陳情1件を所管の委員会に付託するものでございます。

以上が議会運営委員会の会議内容でございます。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員長報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から12月16日までの3日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの3日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の定期監査結果報告、5番の随時監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6番の一部事務組合議会報告ですが、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、石狩川流域下水道組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されていることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎委員会への付託の報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

陳情等の委員会付託について、私から報告をいたします。

本日までに受領した陳情等につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さんおはようございます。議長の指示を受けましたので、令和

4年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。

お手元に書面を配付してございますので、主だったものを報告させていただきたいと思っております。

はじめに総務課から報告を申し上げます。

叙勲、表彰の関係であります。

長年にわたり、町政の発展にご尽力された元町議会議員故久保田文雄様が、7月24日付けで正六位に叙され、10月3日に奥様の久保田範子様へ位記の伝達を行いました。また、同日、ご主人様の生前のお礼として町に多額のご寄附をいただきました奥様に、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈しました。

9月28日には、長年にわたり教育委員としてご尽力いただきました、新田右子様に、退任に当たり、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

第39回全国道場少年剣道選手権大会小学生女子個人の部において、第3位という輝かしい成績を収められました島宗和花様に、10月24日、町長賞を贈呈いたしました。

新十津川町公平委員会の委員及び委員長として、多年にわたり公正な人事行政の確立にご尽力されました浅川博雅様が、10月28日付けで公平委員会制度70周年記念総務大臣表彰を受賞され、10月31日に伝達を行いました。

2ページに入ります。

五條市との交流都市提携であります。

観光、産業など幅広い分野にわたる交流を促進し、ともに発展することを目的として、10月4日に奈良県五條市と交流都市提携を結びました。この交流都市提携に基づき、11月6日に五條市役所庁舎落成1周年記念イベントに参加し、新十津川産の新米をPRをしてまいりました。

株式会社セコマとのまちづくり連携等に関する協定の締結であります。

産官相互の連携と協力を基盤に、本町の一層の発展と飛躍を目指すため、9月15日に株式会社セコマとまちづくり連携に関する協定を締結いたしました。また、大規模災害等における住民生活の早期安定を図るため、災害時における応急生活物資の供給等に関する協定を同日に締結いたしました。

締結式終了後には、記念講演として、株式会社セコマ代表取締役会長であります丸谷氏による講演会を開催したところであります。

3ページ下段の方にあります。総合行政審議会であります。

総合行政審議会の委員につきましては、10月31日をもって2年間の任期が終了いたしました。令和3年度には、総合計画の策定にご尽力いただくなど町の計画の審議や外部評価などを行っていただいたところであります。

11月1日からは、選任委員12人、公募委員8人の新たな委員により、計画の審議や外部評価を実施していただいております。

4ページになります。

北海道地域防災マスター認定講習会であります。

防災に対する心構えなどを学び、地域の防災活動に取り組む人材を育成することを目的として北海道が認定を行う地域防災マスター認定講習会が11月6日、改善センターで開催され、本町から24人が参加し、新たに地域防災マスターに認定をされました。

5 ページから住民課の関係になりますが、6 ページをお開き願います。

保険医療であります。

11月30日現在の国民健康保険の加入世帯数は845戸、被保険者数は1,408人で、前年同期と比べ31戸、92人の減少となっております。

次に、資源回収であります。

環境基本計画に基づく資源回収事業の9月1日から11月30日までの間における回収実績は、衣服、綿製品等1,161キログラム、廃食用油121リットル、小型家電機器1,651キログラムで、前年同期と比べすべての資源で減少となっております。

7 ページの上段になりますが、ゼロカーボンの推進であります。

10月11日、本町のゼロカーボンを推進するため、北海道環境生活部ゼロカーボン推進監の今井氏による講演会を開催いたしました。町議会議員の皆さまをはじめ、多数の町職員で聴講し、脱炭素社会の実現による地球環境の保全の重要性を再認識したところでございます。

次に8 ページ、保健福祉課関係でございます。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当でありますけれども、11月30日現在、児童手当の受給者数は343人、対象児童数は591人、児童扶養手当の受給者数は53人、対象児童数は80人、特別児童扶養手当の受給者数は17人、対象児童数は17人となっております。

次に、保育園であります。

11月30日現在の新十津川保育園の入園児童数は、0歳児3人、1歳児16人、2歳児17人、3歳児21人、4歳児27人、5歳児22人の合計106人で、前年同期と比べ2人の増加となり、1人の待機児童が発生をしております。

次に、9 ページの一番下になりますが、子ども生活応援事業であります。

11月30日現在の得きっずカードの交付世帯数は、対象世帯数513世帯に対しまして495世帯で、交付率は96.5パーセントとなっております。

次に、10 ページになります。

高齢者等除雪サービスであります。

11月30日現在、在宅高齢者等除雪サービス事業の登録世帯数は36世帯、高齢者世帯等除雪費助成事業の利用申請は117世帯となっております。

次に、12 ページをお開き願います。

子育て世代包括支援センターであります。

9月1日から11月30日までの利用状況は、開設日数60日間で、延べ利用者数は508人でありました。

新型コロナウイルス感染症対策でありますけれども、感染拡大の防止に向け、防災無線、ホームページ、ライン配信などで感染症予防対策の周知徹底に努めているところであります。

新型コロナワクチン接種につきましては、オミクロン株対応2価ワクチンの接種として、10月から12歳以上の初回接種済の対象者5,581人に対し実施をし、当該接種率は、11月30日現在で30.4パーセントとなっており、うち65歳以上は21.7パーセントでございます。ちなみに、12月12日現在のこのオミクロン株対応の接種率は、38.7パーセントということになってございます。

次に、産業振興課の関係であります。

13ページの下であります。酒米粉活用事業であります。

酒米粉活用事業につきましては、株式会社セコマと本町のコラボ商品第3弾として、お米シロップを使用した「おにぎりパン」、「しっとり枝豆チーズパン」の2種類が11月14日に同時発売されました。全道1,081店舗のほか茨城県、埼玉県のセイコーマートで約1か月半の期間販売される予定で、本町のお米シロップを全道全国にPRすることができております。

14ページであります。

農村環境の整備、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会が、10月27日に2回目の農業用廃プラスチック等の回収を実施し、延べ195戸から47.73トン回収いたしました。本年度の農業用廃プラスチック等の回収実績は、搬入戸数延べ463戸、搬入重量は123.39トンでございます。

次、農産物のPRであります。

10月1日に札幌市で開催されました、農業・農村ふれあいフェスタin赤レンガに生産者や新十津川農業高校の生徒と参加し、農産物等の販売を行いました。

新十津川産米のPR事業として、10月2日に開催されました、しんとつかわ味覚まつりにおいて、新十津川産新米ゆめぴりかのすくい取りイベント販売を行い、用意をいたしました120キログラムが1時間ほどで完売となりました。また、北海道情報大学と連携し、10月24日から28日までの5日間、同大学の食堂で新十津川産ふっくりんこを提供をし、このふっくりんこのおいしい米を食べていただいたところでございます。

15ページの米の出荷状況であります。

11月8日現在、全体の出荷数量、最終でございますけども29万8,552俵で、農協への出荷確約数量に対し106.8パーセントとなっております。

今年は天候にも恵まれ、作況指数は106、高品質米比率は過去最高の76.6パーセントとなり豊作の年となったところであります。

次、少し飛ばしまして、19ページをお開き願います。

奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定であります。

11月12日と13日の2日間、JAならけんの農産物直売所まほろばキッチン櫃原店において、本町と十津川村、奈良県の三者連携協定による共同物産販売を行いました。本町は、新十津川産のたまねぎやメロンゼリーなどの加工品の販売を行ったところであります。

また、JR奈良駅構内にある奈良県のアンテナショップ、奈良のうまいものプラザや東京都新橋にある奈良まほろば館においても、新十津川産ゆめぴりかのPRを行っていただいたところであります。

次に、建設課の関係の関係でございます。20ページをお開き願います。

町道の除排雪業務は、10月1日から委託をしており、本年の除排雪対象路線は254路線で187キロメートル、うち道路の排雪は136路線で38キロメートル、歩道の除雪は12路線で13キロメートルとしております。

今年の冬の初雪は11月17日に観測されたものの、除雪出動基準を上回る降雪がないことから、11月30日現在、除雪車の出動実績はありませんでした。

11月30日現在の降雪量は4センチメートル、積雪深はゼロ、前年に比べ、降雪量は73セ

ンチメートルの減、積雪深は11センチメートルの減となっております。

ちなみに、12月14日、今日現在でありますけれども、降雪量は2メートル15、昨年同期で160、一昨年では178と、この3年間でみると一番多い状態となっております。積雪深は41センチメートル、昨年は7センチメートル、令和2年は40センチメートルということで、令和2年の大雪の状態と同じような状況の推移になっているということでございます。

21ページ、徳富ダム水力発電事業であります。

徳富ダムを活用した水力発電事業につきましては、ダム管理者であります北海道が、災害時による長期停電時の電源確保やダムの管理費の縮減、また、ゼロカーボン北海道の取組みとして、民間事業者と協力してダム管理用発電事業を今進めている状況になっております。

以上を申し上げまして、令和4年第3回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和4年第3回町議会定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

教育委員会関係で、教育委員の退任、就任についてでございますが、平成26年10月1日から2期8年、教育委員として本町の教育行政の振興にご尽力された新田右子氏が9月30日で退任されまして、後任として、10月1日から高桑祥代氏が就任され任に当たられております。

続きまして、定例会ですが3回開催しております。

9月28日は、報告2件、議案2件について審議いたしました。

議案第16号では、新十津川町社会教育委員の委嘱についてでございます。社会教育委員でありました高桑祥代氏が、教育委員の就任により9月30日で辞任いたしましたので、後任に、花月区の白石信乃さんに委嘱することについて議決をいただきました。

10月27日は、報告3件について審議いたしました。

報告第46号、臨時代理の報告につきましては、今ほど町長の行政報告にありましたように、新十津川小学校6年の島宗和花さんが、10月16日に愛知県で開催された第39回全国道場少年剣道選手権大会小学生女子の部で北海道代表として出場し、個人戦3位となる優秀な成績を収めたことから、新十津川町長賞授与について町長に上申することについて報告いたしました。

11月25日は、報告3件、議案2件について審議いたしました。

議案第17号では、令和5年度から農村環境改善センターを指定管理者に管理運営することに対し、候補者を社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会とすることについて議決をいただきました。

続きまして、学校訪問ですが、10月27日に教育委員が小中学校に学校訪問し、学校経営について両校長から説明を受けました。小学校では教科担任制の授業、中学校ではタブ

レット学習などを視察いたしました。

視察研修でございますが、10月4日に中学校部活動の在り方に関する説明会をゆめりあで開催し、学校、スポーツ協会など関係者21人が参加いたしました。

この説明会は道教育長の新規事業で、専門のアドバイザーを派遣要請いたしまして、道教育大岩見沢校の山本理人キャンパス長にお越しいただきまして、学校運動部の現状と課題について説明を受けました。

2ページをお開き願います。

小学校ですが、9月27日に農業高校の実習田において、高校生の指導により小学5年生の昔ながらの鎌による稲刈り体験が、また、3年生はサツマイモの収穫体験を農高実習畑で行いました。また、5年生は、11月29日に収穫祭を開催し、学習の成果と土地改良区など、体験学習にご協力いただいた来賓の方に感謝の気持ちを込めて楽器演奏を披露いたしました。

10月23日は、学芸会を開催いたしました。コロナ対策として、昨年同様、学年ごとに時間帯を設定し、鑑賞は保護者の出席のみとして行いました。

11月7日、新十津川小5年生と母村の十津川第1小学校の児童がオンライン会議システムZoomで、村や町の概要やクイズなどで答える交流をいたしました。

また、新中の生徒も15日に、今年母村に訪問予定であった生徒と十津川中学校の2年生との間でZoomで交流し、両校の学校行事や給食について、さらには、観光名所などについて紹介いたしました。

11月29日と12月8日の2日間、6年生が学習内容を理解し、来年、安心して中学校に進学できるよう中学校教員による外国語と体育の乗り入れ授業を実施いたしました。

次に、中学校でございますが、11月19日と20日の両日、2年生48人が職場体験学習を行いました。7月に実施した3年生に引き続き、役場、商工業者、JAピンネ、消防、土地改良区など、町内の19事業所のご協力をいただき、実際に仕事を体験しながら働くことの意義や大切さを感じる学習を行いました。

続きまして、10月28日ですが、生徒集会のBE HAPPY集会を行い、嫌な思いや、いじめをなくすために自分たちは何ができるかを話し合い、全校で交流いたしました。

11月29日、食育の日として食生活改善推進員11名が新中に出向いていただき、1年生に生活リズムと食生活、さらには、朝食を食べることについての重要性について講話をいただきました。

続きまして、学校の臨時休業ですが、新型コロナウイルスまん延に伴い、学校医の指導を仰ぎ、新小が9月13日から16日までの4日間、学校閉鎖をしました。また、新中も2年生が11月7日から11日までの5日間、学年閉鎖といたしました。その他の学級閉鎖は、記載のとおりでございます。

次に、コンクール、コンテスト等ですが、滝川地方法人会主催の税に関する絵はがきコンクールで、新小5年生の石山絢菜さんが最優秀賞を、町租税教育推進懇話会滝川税務署主催の税に関する標語展で、小学6年生の森結花さんが税務署長賞を、町社会福祉協議会主催の福祉作文コンクールで6年の村田咲彩さんと中学2年生の金澤姫雪さんが金賞を受賞いたしました。また、その他の各種コンクールでも記載のとおり、各賞を受賞しています。

部活動等各種大会結果ですが、全空知中学校英語暗唱大会が深川市で開催され、久しぶりに新中から3年生の山森さほさんが出場いたしました。

学校教育関係ですが、昨日、仲間づくり子ども会議がゆめりあで開催され、小学校の児童会、中学校、農業高校の生徒会役員12名が集い、「ネットいじめをなくすために大切なこと」をテーマに意見を交わしました。

次に、就学時健康診断ですが、10月13日に新入学児童就学児健康診断を実施いたしました。対象児童は42人でございます。なお、昨年は58人の健診でありました。

次に、農業高校関係ですが、6ページをお開きいただき、10月5日ですが、中学生体験入学を行い37名が体験で来校いたしました。

11月7日でございますが、空知総合振興局主催のGAP学習を行い、新篠津村つちから農場、中村好伸代表による出前講座を2年生、3年生の生徒19人が受講し、良質な作物の重要性を学びました。

各種大会等ですが、10月25日から27日まで日本学校農業クラブ連盟第73回北陸大会が福井県で開催され、農業鑑定競技会に2名が出場いたしました。残念ながら入賞とはなりませんでしたが、来年度に繋がる貴重な経験となりました。

続きまして、11月25日に北洋銀行、北海道経済連合会主催の食や農業について学ぶ学生を対象とした、第3回「おにぎりアイデアコンテスト」が札幌市で開催され、新十津川農業高校のチーム新農食物班が考案した、ラム肉のポークチャップ風が準大賞に選ばれました。なお、レシピに基づき、来年の1月24日の学校給食で同高校はじめ小中学校の子どもたちに、この出品した作品を提供する予定となっております。

次に、3年生の進路状況であります。11月30日現在で進学が11人、就職が14人、未決定が5人となっております。就職のうち町内勤務の内定者が1人ございまして、明和会で介護支援員として勤務勤務される予定となっております。

続きまして、学校給食関係ですが、今年も収穫された美味しい農産物をたくさん寄贈していただきました。内訳は、9月20日、生きた野菜の会からたまねぎ60キログラム、それから、JAピンネブランド米生産組合からゆめびりか120キログラム、ふっくりんこ120キログラム、JAピンネ青年部新十津川支部から特別栽培米ふっくりんこ160キログラム、新十津川土地改良区からななつぼし80キログラム、雨竜小学校第5学年からななつぼし60キログラムの寄贈をいただきました。

また、10月6日に母子の絆給食として、きのこご飯ときご汁を学校給食で提供いたしました。

社会教育関係でございまして、芸術鑑賞事業ですが、10月9日にゆめりあでNHKラジオ放送番組の公開録音があり漫才師4組が収録を行いまして、来場者198人が笑いが絶えない楽しいひと時を過ごしました。また、11月12日と19日にラジオ全国放送され、町の産業やイベントなど町の紹介をしていただきました。

8ページに移りまして、10月22日に令和元年以来となる第37回町民音楽祭がゆめりあホールで開催され、出演者13団体218人が日頃の練習の成果を披露いたしました。鑑賞者へのアンケートでは、久しぶりの開催を喜ぶ意見を多数いただきました。

9ページでございますが、ふるさと公園体育施設でございます。

屋外体育施設は、11月3日で今年度の利用を終了いたしました。温水プールは、滝川市

の民間施設の閉鎖により滝川市民の利用が増え、前年対比5,776人増の8,163人となりました。

また、屋外体育施設も新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言等も今年はありませんでしたので、営業日が確保できたことから、サンウッドパークゴルフ場をはじめ、前年対比の利用が増えた施設が多くなってございます。

10ページに移りまして、そっち岳スキー場ですが、12月に入って降雪が多く、当初予定どおり12月8日にオープンいたしました。

続きまして、農村環境改善センターですが、10月の15日に社会福祉大会、福祉フェアに合わせてリニューアルオープンいたしまして、町議会議員、また、教育委員さんなど来賓と共にリニューアルオープンをお祝いいたしました。

館内は、絵画や写真を展示し、また、多目的ホールでは福祉作文発表を行ったのち、新中吹奏楽部が演奏を披露していただき、オープニングに華を添えていただきました。

続きまして、少年団、中学生部活動等でございますが、9月25日にはまなす国体開催記念第33回北海道中学生剣道錬成大会が砂川市で開催され、女子団体戦で新中剣道部が初優勝いたしました。

12ページをお開きいただき、スラックラインですが、11月5日に千葉県で開催されましたYUKIMI CUP 2022の大会で、エキスパートの部に新中3年生の山森さほさんが出場し、準優勝いたしました。

13ページに移りまして、高齢者生きがい活動関係ですが、ふるさと学園大学ゆめりあ部会、シニアいきいきクラブ、すまいるアップにつきましては、記載のとおり、コロナの感染防止に努めながら、会員が楽しみながら活動を展開してございます。

14ページをお開きいただき、図書館関係ですが、貸し出し冊数、貸し出し人数も昨年より増加しております。特別事業で9月25日には、劇団クラルテ人形劇公演を行い、43人が鑑賞したほか、10月16日には、大人のスマホ講座を行うなど特色ある事業を実施いたしました。

以上申し上げまして、令和4年第3回定例会以降における、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議することに決定をいたしました。

◎報告第13号の上程、報告、内容説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第8、報告第13号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第13号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、別添のとおり報告する。

なお、内容につきましては教育委員会事務局長より説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） それでは、議長のご指示がありましたので、報告第13号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について、お手元に配付しております令和3年度教育行政事務の管理執行状況点検評価報告書によりご説明申し上げます。

はじめに、1ページをお開きください。

この報告の趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表するものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

4ページからの点検評価の結果につきまして、概要を説明いたします。

まず、一つ目の施策。

学校教育環境の充実では、標準学力検査NRTによる検査結果が、前年度の点数を上回る科目の割合、目標値100.0パーセントに対し、達成値は85.7パーセントでございます。

小学3年生から中学3年生の7学年中、国語が5学年、算数、数学は全学年で前年度を上回っております。

今後の取組みといたしましては、新学習指導要領に基づく、思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てるため、学習支援サポート、学力向上推進講師の活用や長期休業中のやまびこの継続や、ICTを活用した学習内容の充実などを図るものとしてございます。

5ページ、二つ目の施策。

学校給食の充実では、学校給食における生鮮野菜の町内産使用割合の目標値50.0パーセントに対し、達成値が52.7パーセントと上回っております。

今後の取組みといたしましては、引き続き町内生産者と連携をし、地場産食材の使用率向上に努め、温かく美味しいバリエーションに富んだ学校給食を提供し、食育の推進を図り調理設備機器の計画的な更新を図ってまいります。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。

6ページからの社会教育でございます。

一つ目の施策。

社会教育活動の推進では、社会教育関連の体験学習事業の参加率が目標値75.0パーセントに対し達成値が65.0パーセントでございます。

本年度中に策定をいたします第8期社会教育実施計画の目標実現に向けて、事業を企画立案するとともに、適宜、適時の事業開催など事業の質の向上を図ってまいります。

二つ目の施策。

青少年健全育成の充実では、青少年の健全育成に対する満足度について、目標値が80.0パーセントに対し、達成値が73.0パーセントでございます。

子どもの見守り活動など、学校地域行政が一体的に連携を図れるよう、青少年健全育成町民会議の活動を中心とした各種の取組みの支援を進めるとともに、子ども会の現状の把握と体制の見直しを行い、活動の活性化に繋げ、会員の増加支援に努めてまいります。

三つ目の施策。

読書活動の促進では、1人当たりの貸し出し冊数について、目標値6.5冊に対し、達成値が3.4冊でございます。

絵本ふれあい事業や読み聞かせ事業を充実させ、幼児期からの読書活動の醸成を図り、子どもから高齢者まで幅広くPRするため町広報誌や図書館だよりを活用するとともに、施設を活用した事業の展開により、新規の図書館利用者の増加を図ることとしております。

四つ目の施策。

文化活動の促進では、文化事業に対する住民アンケートの満足度について、目標値80.0パーセントに対し、達成値は67.0パーセントでございます。

各文化団体は、新規会員や担い手の不足により低迷傾向にあるため、新規加入促進活動の支援や担い手の育成が必要であることなどが課題でありますので、優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、文化活動の支援を継続してまいります。

五つ目の施策。

スポーツ活動の促進では、スポーツ大会、体験等の参加率は目標値75.0パーセントに対し、達成値83.0パーセントと上回っております。

スポーツ協会等と連携をして、手軽にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供し、一人一運動の推進や少年団活動、部活動の地域移行に向け、関係機関等と連携を図ってまいります。

以上、報告第13号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の内容の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第13号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に

関する報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第58号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第58号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第58号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定について。

新十津川町冬期生活助成事業に関する条例を次のように定める。

5ページをお開き願います。提案理由でございます。

高齢者世帯等に対し、冬期間の暖房費用の一部助成をし、その経済的負担の軽減を図るため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） 議長のご指示がございましたので、ただいま上程いただきました議案第58号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

新十津川町冬期生活助成事業に関する条例。

第1条は、条例の目的を規定しております。本条例は、高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯等に対しまして、冬期間の暖房費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減することを目的とするものでございます。

第2条は、定義規定で、この条例の適用となる世帯について定義をしているものでございます。

第1号の高齢者世帯につきましては、昭和33年3月31日以前に生まれた者のみで構成される世帯であって、当該世帯に属する者に係る次のアとイに規定している金額を合計いたしまして、それを当該世帯に属する者の人数で除して得た額が80万円以下である世帯としております。

次に掲げる金額の合計額とは、アの令和3年中の公的年金等の収入金額、それとイの令和3年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額としております。

第2号の障害者世帯につきましては、次のいずれかに該当する者が属する世帯といたしまして、アとして、身体障害者手帳を受けた者でその障害の程度が、1級又は2級に該当するもの、イとして、療育手帳の交付を受けた者であって、その判定がAのもの、ウとして、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が障害等級の1

級に該当するもの、エとして、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別障害者である者。

第3号のひとり親世帯につきましては、児童扶養手当の支給を受ける者のうち、その全部の支給を受けている者が属する世帯としております。

4ページをご覧ください。

第3条は、助成の対象者を規定しておりまして、助成対象者は、次の第1号から第5号までにいずれにも該当する世帯の世帯主としまして、複数の世帯が住居及び生計を同じくしているときは、一つの世帯とみなすこととしております。

この対象世帯の要件としましては、第1号としまして、12月1日から引き続き本町の住民基本台帳に登録されている世帯。

第2号としましては、第2条において定義しております高齢者世帯、障害者世帯又はひとり親世帯のいずれかに該当する世帯。

第3号としまして、町内において現に居住している世帯としております。

よって、本町の住民基本台帳に記載されていても、世帯員全員が社会福祉施設等に入所して現在居住していない場合などについては、対象から除外することとしております。

第4号としまして、生活保護を受けていない世帯。

第5号としまして、すべての世帯員が市町村民税非課税の世帯。

第6号としまして、すべての世帯員が町の公租公課を滞納していない世帯としております。

これらのいずれにも該当する世帯の世帯主が、助成対象者となります。

第4条につきましては、助成の申請方法について。

第5条は、助成の決定について規定したものでございます。

第6条は、助成の方法を規定しておりまして、1万2千円相当の規則で定める商品券を交付することにより行います。なお、規則で定める商品券は、ふれあい商品券としております。

第7条は、対象者が非該当となった場合の届出について規定しております。

第8条は、商品券等の返還について規定しておりまして、第1号から第4号までのいずれかに該当したときは、返還を命じることができるものとするものでございます。

続いて、附則について説明いたします。

5ページをご覧ください。

附則第1項は、この条例の施行期日の規定で、公布の日から施行すると定めています。

附則第2項は、有効期限を定めておりまして、令和5年3月31日限りでその効力を失うこととしております。

今年度限りとした理由につきましては、本条例は、今年度の原油価格の高騰によりまして、暖房費用などの冬の生活に必要な経費が増加していることから、経済的負担の軽減を図るために制定するものでございますから、次年度以降につきましては、その年度における、暖房費用の増高状況、社会情勢を見た上で判断をしていきたいことから単年度事業とさせていただきます。

なお、本事業による対象世帯ですが、高齢者世帯124世帯、障害者世帯39世帯、ひとり親世帯17世帯で、合計180世帯と見込んでおります。

以上で、議案第58号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定についての内容の説明を終わります。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第58号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

（午前10時58分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第59号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第59号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第59号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

8ページをお開き願います。

提案理由でございます。

使用料の上限額を見直し、維持管理及び運営に係る経費に応じた柔軟な料金設定を可能にすることにより、施設の適正な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めます。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） 議長よりご指示をいただきましたので、議案第59号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

なお、本条例の施設は、宿泊施設でございますサンヒルズ・サライを示すこととなります。

今回の条例改正は、消費税率が上がりました平成26年4月以降、9年ぶりの改正で、主に2つの改定内容からなっております。

一つ目は、条例に定める使用料の上限額を改定すること。この上限額の改定に当たりましては、消費税を外税表示から内税、総額表示にすることと、冬季暖房加算を廃止し使用

料に含めること。

そして二つ目が、館内の研修室などの貸室料金を、利用人数に応じた使用料から1時間当たりの使用料に変更する旨の改定内容となっております。

条例第10条では、使用料に関する条文及び使用料の具体的な上限額を示す別表になります。

それでは、新旧対照表の方をご覧ください。

はじめに、第10条第2項の条文中、前項のを削り、同項の後段に消費税及び地方消費税をほかの公共施設の使用料と同様に、内税、総額表示にする旨の文言を加えます。

次に、新旧対照表の別表の説明に入ります。

今回の使用料の上限額の改定に向けた背景としまして、施設の指定管理を受けている新十津川総合振興公社から料金改定の要望書が届いております。内容として、現在の使用料の上限額では、繁忙期の料金設定や1室1人で利用する場合の適正な料金設定ができないこと。また、光熱水費や清掃業務委託料が、改定当時平成26年4月の当時と比較しまして、約40パーセント増嵩していることなどから、サンヒルズ・サライ側として料金設定に幅を持たせてほしいという要望から、町としても利用者のニーズに応じつつ、円滑な運営をしていただくため、使用料の上限額を改定することといたします。

現行、小学生以下の素泊まり料金の上限額が税抜き3,500円から改正案では税込み6,600円。中学生以上につきましても同様に、5,500円から9,900円といたします。

このほかに別表の備考欄に、これまで冬期間の暖房費として、利用者一人につき200円を加算しておりましたが、平成27年度に全室エアコンを完備しましたので、冷房、暖房の概念を無くし、加算料金を削除するというものでございます。

また、サンヒルズ・サライの日中の貸室の使用料については、現行、午前9時から午後9時までの間、個人の場合、小学生以下がお一人100円、中学生以上が一人300円、10人以上の団体の場合は3千円と、時間の長短に関係のない料金体系でございましたが、ほかの公共施設同様に時間当たりの使用料に改定するべく、1室1時間当たり税込み1,100円に改定するものでございます。

議案の方にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、経過措置として、この条例の公布の日から令和5年3月31日までに受け付ける4月1日以降の予約については、新たな使用料の上限額の範囲内で料金設定できることといたします。

参考までに、今回の条例改正により使用料上限額が上がることとなりますが、あくまで料金設定に幅を持たせるというもので、実際には通常期や閑散期、一部屋を複数人で利用する場合の料金設定については、これまでと同額又は500円から1千円程度を値上げするというふうにお聞きしております。

また、一定の周知期間が必要となりますので、新料金の設定は6月1日以降になるものとお聞きしております。

以上、議案第59号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、議決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第59号について、提案理由並びに内容の説明を終わ

ります。

◎議案第60号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第60号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第60号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

使用料の上限額を見直し、維持管理及び運営に係る経費に応じた柔軟な料金設定を可能にすることにより、施設の適正な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めます。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） 議長よりご指示をいただきましたので、議案第60号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

なお、本条例の施設は、サンヒルズ・サライの奥にありますコテージ、ライティングハウス1棟とヴィラトップ4棟を示しております。

こちら、先ほどのサンヒルズ・サライ同様、消費税率が上がりました平成26年4月以降、9年ぶりの改正で、2つの改定内容からになっております。

一つ目は、条例に定める使用料の上限額を改定すること。この上限額の改定に当たっては、こちら、消費税を外税表示から内税表示にすることと、冬季暖房加算を廃止し使用料に含めることとしております。

二つ目が、一棟当たりの日帰り使用料金の改定となっております。

条例第10条では、使用料に関する条文及び使用料の具体的な上限額を示す別表からになります。

新旧対照表の方をご覧ください。

こちら、第10条第2項の条文中、前項のを削り、同項の後段に消費税及び地方消費税をほかの公共施設の使用料と同様に、内税、総額表示に改めるという文言を加えます。

次に、別表の説明に入ります。

今回の使用料上限額の改定経過としましては、こちらは1棟貸しの施設ですが、サンヒ

ルズ・サライ同様に、光熱水費や清掃委託料などの経費が約40パーセントほど増嵩していること。また、繁忙期の料金設定をしたくても、現状としまして、通常期の料金設定がすでに使用料の上限額に達していることなどから、今回、使用料の上限額を改定し、料金に幅を持たせるといふものでございます。

ライティングハウスは、定員12名の1棟貸しのコテージになりますが、こちらは現行の税抜3万6千円から税込み6万6千円に。また、定員8名のこちらも1棟貸しのアトリエハウス・クラフトハウス、通称ヴィラトップと言われるコテージ4棟については、現行2万4千円から4万4千円に改定したいとするものでございます。

併せて、冬季暖房料として使用料とは別に1棟当たりライティングハウスでは2,500円を、ヴィラトップにおいては2千円をこれまで加算しておりましたが、こちら令和3年度に全棟エアコンを完備いたしましたので、暖房加算料金を削除するものでございます。

使用料設定の中でもう一つ、午前10時から午後5時までの日帰り使用料については、今回の改定に伴い、従前同様に上限額を宿泊料金の50パーセントに併せ、ライティングハウスが税込み3万3千円、ヴィラトップが税込み2万2千円に改定するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、経過措置として、この条例の公布の日から令和5年3月31日までに受け付ける4月1日以降の予約については、新料金の上限額の範囲内で料金設定できることといたします。

ちなみに、今回の条例改正により使用料上限額が上がることとなりますが、使用者、新十津川総合振興公社側の料金設定に幅を持たせるといふもので、新料金はライティングハウスが税込み3万3千円から3万9千円程度に、ヴィラトップは税込み2万3千円から3万円までの料金設定を予定しておりまして、通常期や閑散期では1千円から1,600円の値上げ、また、繁忙期においても3,600円程度の増額とお聞きしております。

以上、議案第60号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、議決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第60号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第61号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第61号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第61号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第10号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第10号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,962万7千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,995万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第61号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第10号の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

13款、分担金及び負担金。補正額41万円。これは、下徳富第2排水機場の電気料補正に係る浦臼町の管理費負担金2千円、給食センターの燃料及び電気料の補正に係る雨竜町の負担金40万8千円の合計額でございます。計5,616万5千円。

15款、国庫支出金。補正額3,869万3千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,684万2千円、個人番号カード交付事務費補助金72万6千円、小学校の学校保健特別対策事業費補助金67万5千円、中学校の同補助金45万円の合計額でございます。計7億7,680万9千円。

20款、繰越金。補正額8,772万4千円。これは、繰越金を財源充当するものでございます。計1億3,423万9千円。

21款、諸収入。補正額280万円。これは、熱供給センターの設備事故修繕期間のバックアップボイラー稼働に係る燃料費の原因者からの弁済金でございます。計2億8,990万7千円。

歳入合計、補正額1億2,962万7千円、計76億9,995万3千円。

次に、歳出。

2款、総務費。補正額4,698万4千円、計8億5,327万円。財源内訳、特定財源、国道支出金76万9千円、一般財源4,621万5千円。

3款、民生費。補正額2,248万7千円、計10億6,883万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,679万9千円、一般財源568万8千円。

4款、衛生費。補正額59万3千円、計6億1,074万5千円。財源内訳、一般財源59万3千円。

6款、農林水産業費。補正額3,493万7千円、計6億6,903万1千円。財源内訳、特定財

源、国道支出金2,000万円、その他280万円、一般財源1,213万7千円。

7款、商工費。補正額834万5千円、計7億5,683万2千円。財源内訳、一般財源834万5千円。

8款、土木費。補正額501万1千円、計8億7,626万2千円。財源内訳、一般財源501万1千円。

9款、消防費。補正額3万5千円、計2億1,802万9千円。財源内訳、特定財源、その他2千円、一般財源3万3千円。

10款、教育費。補正額1,123万5千円、計8億2,569万円。財源内訳、特定財源、国道支出金112万5千円、その他40万8千円、一般財源970万2千円。

歳出合計、補正額1億2,962万7千円、計76億9,995万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金3,869万3千円、その他321万円、一般財源8,772万4千円。

次、17ページにお戻り願いたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

款、2款総務費。項、1項総務管理費。事業名、ファイルサーバ更新事業。金額1,048万3千円。

次、同じ、2款1項。事業名、シンクライアントサーバ更新事業。金額2,500万円。

これらは、新年度予算で計上する予定でありました事業ですが、昨今の世界的な半導体不足によるサーバ更新の遅延が見込まれ、サーバ保守期限の令和5年9月までに更新を終えられない見込みであるため、繰越明許費として本年内に発注するとするものでございます。

次、款、7款商工費。項、1項商工費。事業名、ふるさと公園再整備事業。金額731万5千円。これにつきましても、ふるさと公園再整備において設置をする噴水の制御盤が半導体不足により調達に時間を要することとなり、本年度中に工事が完了しない見込みとなったことから、次年度に繰越する必要がある経費を繰越明許費として設定するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正。追加でございます。

事項、AED貸借業務。期間、令和4年度から令和5年度まで。限度額59万6千円。

次、事項、消火器貸借業務。期間、令和4年度から令和5年度まで。限度額141万2千円。

次、農村環境改善センター管理業務（令和5年度から令和7年度まで）。期間、令和4年度から令和7年度まで。限度額、農村環境改善センターの管理に係る指定管理者との協定に基づく額。

これらは、複数年の契約を行う業務であることから、債務負担行為補正を行うものでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明を申し上げます。28ページ、29ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額4,123万1千円、計2億4,945万7千円。内容を申し上げます。事業番号2番、庁舎管理事務168万5千円。これは、燃料費、電気料の増額補正でございます。

次、事業番号4番、各施設共通管理事務8千円。これは、電気料の増額補正でございます。

す。

次、事業番号5番、自動車管理事務6万1千円。これは、燃料費の増額補正でございます。

次、事業番号10番、行政デジタル化推進事業399万4千円。これは、行政事務のデジタル化を加速させるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、ペーパーレス会議システムPCとWeb会議用大型ディスプレイを導入するものでございます。

次、事業番号14番、ファイルサーバ更新事業1,048万3千円。事業番号15番、シンクライアントサーバ更新事業2,500万円は、先ほど繰越明許費で説明したとおりの内容でございます。

2款1項5目企画費。補正額261万2千円、計1億9,914万円。内容を申し上げます。事業番号5番、地域公共交通確保事業161万2千円。これは、地域公共交通運行事業者が、国庫補助対象として当該補助を受ける計画で車両を導入し運行していましたが、実運行距離の実績が補助対象基準を満たさず国庫補助を受けることができなくなったため、将来にわたり公共交通を維持継続させるため、当該国庫補助相当額を町として助成するものでございます。

次、事業番号19番、地域公共交通緊急支援事業100万円。これは、公共交通事業者の中央バスが運行している滝新線は、これまで国、道の補助金を受けながら沿線自治体からの負担なしで運行をしてきましたが、コロナ禍における利用者減少により赤字が発生している状況にあり、沿線自治体に支援要請があったところでございます。当該路線の運行維持のため、沿線自治体と連動して、当該運行に必要な経費を助成するものでございます。

2款1項6目交通安全対策費。補正額189万1千円、計1,036万2千円。内容を申し上げます。事業番号4番、中央地区市街街路灯維持管理負担金189万1千円。これは、中央地区市街街路灯に係る本年分の電気料の不足分77万4千円と、本年多く発生した街路灯修繕で見込まれる不足分111万7千円を負担金として補正計上するものでございます。

次、30ページ、31ページをお開き願います。

2款3項1目戸籍住民登録費。補正額125万円、計2,015万4千円。内容を申し上げます。事業番号3番、住民基本台帳ネットワークシステム管理事業125万円。これは、平成27年度に購入した住基ネット統合端末及びタッチパネルについて不具合が生じており、マイナンバーカードの申請業務に支障をきたすことから、セットアップ手数料やタッチパネル購入に52万4千円を補正計上するとともに、マイナンバーカードの申請場所について、町内の4郵便局で受付業務を受託してもらえることになったことから、当該交付事務を郵便局に委託する経費72万6千円を補正計上するものでございます。

なお、郵便局の受付事務委託に係る経費は10分の10の国庫補助対象となっております。

次、32ページ、33ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額2,096万9千円、計2億704万5千円。内容を申し上げます。事業番号3番、総合健康福祉センター管理運営事務303万6千円。これは、燃料費、電気料の増額分でございます。

次、事業番号18番、冬期生活助成事業219万3千円。これは、灯油価格の高騰を受け、影響の大きな高齢者世帯などの低所得世帯に対して1万2千円の商品券を配付するのでござ

ざいます。

事業番号19番、社会福祉施設等物価高騰対策事業1,574万円。これは、エネルギー高騰や食料価格高騰の影響を受けている病院、高齢者施設、障害者施設、保育園などの社会福祉施設等に対し助成を行うもので、エネルギー高騰対策分で1,065万8千円、食料価格高騰分で508万2千円を補正計上するものでございます。

3目障害者福祉費。補正額35万4千円、計3億3,498万5千円。内容を申し上げます。事業番号14番、障害者自立支援負担金過年度還付金35万4千円。これは、令和3年度分障害者医療費国庫負担金の精算による還付金を補正計上するものでございます。

2項1目児童福祉費。補正額116万4千円、計3億2,742万2千円。内容を申し上げます。事業番号4番、児童館管理運営事業5万2千円。事業番号5番、子育て支援センター管理運営事業3万円。事業番号6番、放課後児童クラブ管理運営事業2万3千円。これらは、燃料費及び電気料の増額補正でございます。

次、事業番号8番、新十津川保育園管理運営事業105万9千円。これは、保育園でゼロから2歳児や午睡中の幼児はマスクを着用することが難しいため、加湿機能付きの空気清浄機を計7台購入し、設置する経費を補正計上するものでございます。

次、34ページ、35ページをお開き願います。

4款2項1目塵芥処理費。補正額32万2千円、計1億5,770万2千円。内容を申し上げます。事業番号3番、一般廃棄物処分場管理事業32万2千円。これは、電気料の増額補正でございます。

次、2目し尿処理費。補正額27万1千円、計1,524万9千円。内容を申し上げます。事業番号2番、石狩川流域下水道組合負担金（し尿共同処理）27万1千円。これは、燃料費の高騰分及び浄化槽汚泥等受け入れ施設等の負担金調整分を補正計上するものでございます。

次、36ページ、37ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額2,700万円、計4億3,621万3千円。内容を申し上げます。事業番号22番、肥料価格高騰緊急対策事業2,700万円。これは、肥料価格の高騰による農業経営の影響を緩和するため、地方創生臨時交付金を活用して緊急支援を行うもので、肥料高騰影響額の15パーセント分を助成するものでございます。

次、4目農地費。補正額15万3千円、計1億1,999万9千円。内容を申し上げます。事業番号2番、基幹水利施設管理事業（新十津川地区・徳富地区）13万3千円。事業番号3番、基幹水利施設管理事業（徳富ダム地区）2万円。これらは、電気料の増額補正でございます。

次、2項1目林業振興費。補正額778万4千円、計9,678万5千円。内容を申し上げます。事業番号3番、熱供給センター運営事業778万4千円。これは、熱供給センター稼働に係る経費を補正するもので、ボイラー内の火格子購入で143万9千円、燃料費で213万3千円、電気料で139万2千円、委託料でチップ使用量増加による運搬回数増による増額、グリーンパーク重油使用量増加による負担金188万6千円を補正計上するものでございます。

次、38ページ、39ページをお開き願います。

7款1項2目観光振興費。補正額97万5千円、計5億2,361万8千円。内容を申し上げます。事業番号5番、文化伝習館管理運営事業28万5千円。事業番号8番、吉野地区活性

化センター管理運営事業69万円。これらは、燃料費及び電気料の増額補正でございます。

次、3目地場産業振興費。補正額737万円、計6,172万1千円。内容を申し上げます。事業番号1番、交流促進施設等管理運営事業737万円。これは、ヴィラトップのうち、ライティングハウスの内部改修に係る経費を補正計上するものでございます。

次、40ページ、41ページをお開き願います。

8款1項1目土木総務費。補正額141万円の減額、計2,453万2千円。内容を申し上げます。事業番号4番、農業集落排水事業特別会計繰出金141万円の減額。これは、農業集落排水事業特別会計への繰出金を補正計上するもので、電気料増額分と花月処理場工事に係る起債を増額充当したことによる合計額がその内容でございます。

次、2項1目道路維持費。補正額67万3千円、計2億3,894万9千円。内容を申し上げます。事業番号1番、道路維持管理事業67万3千円。これは、道路照明、交差点照明の電気料増額分でございます。

次、4項1目都市計画総務費。補正額572万4千円、計1億4,505万9千円。内容を申し上げます。事業番号3番、安心すまいる助成事業350万円。これは、不足が見込まれる補助金を増額補正するものでございます。

次、事業番号4番、住宅耐震化促進事業149万円。これにつきましても、不足が見込まれる解体補助の増額補正を行うものでございます。

次、事業番号5番、下水道事業特別会計繰出金73万4千円。これは、電気料増額分と流域下水道組合負担金の調整による増額分を繰出金として補正計上するものでございます。

次、2目公園管理費。補正額2万4千円、計1億4,425万円。内容を申し上げます。事業番号1番、都市公園等管理事業2万4千円。これは、公園外灯の電気料増額分でございます。

次、42ページ、43ページをお開き願います。

9款1項2目水防費。補正額3万5千円、計4,067万円。内容を申し上げます。事業番号4番、農業用排水施設管理事業2万3千円。事業番号5番、下徳富第2排水機場管理事業1万2千円。これらは、電気料増額分でございます。

次、44ページ、45ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費。補正額293万円、計8,842万7千円。内容を申し上げます。事業番号3番、小学校校舎等維持管理事業149万1千円。これは、燃料費及び電気料の増額分でございます。

事業番号8番、小学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業143万9千円。これは、小学校内のコロナ感染拡大防止対策のため、授業、集合場所の場面で用いる高性能のプロジェクターやタブレットを購入する経費を補正計上するものでございます。

次、3項1目学校管理費。補正額246万6千円、計1億475万2千円。内容を申し上げます。事業番号1番、中学校校舎等維持管理事業123万5千円。事業番号2番、中学校武道場維持管理事業34万5千円。これらは、燃料費と電気料の増額補正分でございます。

次、事業番号6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業88万6千円。これは、中学校内のコロナ感染拡大防止対策のため、登校時に使用する体温測定用顔認証サーマルカメラやタブレットを購入するものでございます。

次、4項1目社会教育総務費。補正額21万3千円、計2億7,554万6千円。内容を申し

上げます。事業番号10番、農村環境改善センター管理事業21万3千円。これは、燃料費と電気料の増額補正分でございます。

次、3目開拓記念館費。補正額2万円、計235万4千円。内容を申し上げます。事業番号1番、開拓記念館管理運営事業2万円。これは、電気料の増額補正でございます。

次、46ページ、47ページをお開き願います。

4目図書館費。補正額37万9千円、計4,484万円。内容を申し上げます。事業番号1番、図書館維持管理事業37万9千円。これは、燃料費及び電気料の増額補正でございます。

5項2目体育施設管理費。補正額318万4千円、計7,136万7千円。内容を申し上げます。事業番号1番、そっち岳スキー場管理運営事業12万3千円。これは、燃料費及び電気料の増額補正でございます。

事業番号2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業306万1千円。これは、温水プールにおいて、9月閉館時に最終の設備点検を行ったところ、循環ポンプの破損や集毛器の劣化などが確認されましたが、ポンプの納品には2か月を要するということであり、新年度予算では、プールオープン日に間に合わないため、本年度補正予算計上するものでございます。

次、3目学校給食運営費。補正額204万3千円、計1億1,294万2千円。内容を申し上げます。事業番号1番、学校給食センター管理運営事業204万3千円。これは、学校給食センターの燃料費と電気料の増額補正分でございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第61号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時52分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 午前中に日程の順序の変更をいたしましたので、これより、日程第13、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に、7番、西内陽美君。登壇の上、発言を願います。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長のご指示がございましたので、通告に基づきまして、教育長に一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、スクールバスの利用の要件の緩和についてでございます。

スクールバスの利用に関しましては、平成30年第1回定例会で学校と自宅間の距離の要件を満たしておらず、スクールバスの利用対象外となっている児童生徒でも、小学校の低

学年の児童を冬季間だけ利用させてあげられませんかとの内容で、教育長に一般質問をさせていただきました。

その際、教育長からは距離の制限があること。スクールバスの運行路線の変更はできないこと。橋本区、みどり区を対象にすると、大和方面からの出発時間が早まるなどの理由で、現在のところは考えていないとのご答弁をいただきました。また、児童、生徒の通学路となる国道沿いの歩道の除雪につきましては、関係機関への要望を進めていきたいともお答えいただきました。

町内の国道の除排雪につきましては、円滑で安全な交通の確保に向け、十分な作業をいただいておりますことは重々承知いたしておりますが、集中的な降雪や吹雪、また、作業時間との関係から通学時間に歩道除雪が間に合わず、児童生徒の安全な通学路となっていない状況を何度も確認をしております。教育委員会へは、その折々にスクールバスの利用の緩和についての可能性を伺ってまいりました。

今年、新たな地域公共交通がスタートしたこともあり、再度、教育委員会にお伺いをしたところ、橋本町から乗合バスに乗れますとの回答をいただきました。しかし、利用料金がかかる上に、行き先は学校ではなく、役場前で降車することになります。新たな地域公共交通体系でスクールバスは大和方面から国道275号線を運行し、中央方面に向かう路線に変わりました。迂回することなく、その路線上で橋本、みどり方面の児童を乗せることができます。冬季間だけでも低学年の児童をスクールバスに乗せてあげられないでしょうか。教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、7番議員のご質問にお答えいたします。

いまほどご質問にありましたように、平成30年第1回定例会でご質問を受け答弁させていただきましたが、その際はルートを変更することによる大和方面の出発時間が早まるなど、いろいろな弊害を考慮し変更は考えていないと答弁させていただきました。

また、昨年6月に開催されました中学生議会でも、中学生議員から、橋本区、みどり区の児童生徒のスクールバス乗車を認めてほしい旨の一般質問を受けており、その際は、橋本区、みどり区の小中学生全員を乗車対象とすると、バスの定員超過が今後も見込まれるため、現状では難しいと答弁させていただいております。

スクールバスに乗車できる区域について改めて申し上げますが、スクールバス乗車要綱において定めておまして、乗車できるのは花月区、一部を除いた弥生区、旧橋本区を除いた橋本区、大和区、総進区、徳富区に住んでいる小学生、中学生であり、かつ片道の通学距離が中学生は3キロメートル、小学生は2キロメートルを超える児童生徒としております。

この要綱に基づきますと、旧里見区、宮前区を除いた橋本区の一部とみどり区は、バスに乗車できる範囲から外れているため、徒歩又は自転車で通学をしていただいております。

現在、大和方面便は、小学生19人、中学生7人の計26人の児童生徒が乗車しております。

国道の歩道除雪につきましては、札幌開発建設部滝川道路事務所が管理しております。深夜12時の積雪が10センチ以上のときに深夜1時から作業を開始し、本町の市街地につい

ては、2時30分には作業が終了する工程となっていることから、作業終了後に雪が積もり、登校時間帯の歩行に支障をきたす状態となってしまうことはあり得ると認識しております。

本町の作業終了後には、ほかの町の作業に向かわなければならないこともあり、現状では時間を遅らせるのが難しい状況でございます。

これまでのご質問にありますとおり、徳富川に架かる新十津川橋は川から吹き上げる風が強く、その影響で路面状態も悪化し非常に歩きづらく、また、大型車の交通量も多く、吹雪の際には確かに危険な場合もあるかと思えます。

今年4月からは、関係団体や町民、議員の皆さまにご理解をいただき地域公共交通がスタートしております。大和方面便は、国道275号の橋本区、みどり区を通るルートに変更されております。また、スクールバスに一般の方が乗車される便も設定されており、今までと違う対応が必要となってきています。

ご質問の橋本区、みどり区の件は、これらも含めまして徒歩区域の通学距離の公平性など様々な課題の改善や要件の緩和などについて、学校、保護者、運行事業者、地域公共交通担当課である総務課など関係機関と協議を進め、子どもの学びの場である学校に安全に向かうことができる安全安心な環境を整えるべく、前向きに調整、検討をしております。

以上申し上げます、7番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ただいま教育長からは、前向きに調整をし検討をいただくご答弁をいただきました。再質問といたしまして、2点お伺いさせていただきます。

1点目は、その検討いただける具体的な内容についてお伺いいたします。

今回私は、橋本、みどり方面の児童生徒さんに限って保護者のご意見をお伝えして、国道を歩く子どもたちの安全確保ということで質問させていただきましたが、例えば、国道を歩くほかの行政区のお子さんたちに対しても検討いただけるのかということで、検討いただける具体的な内容ですね、みどり区、橋本区だけなのか、あるいは、ほかの方面も含めたスクールバス運行全般を検討していただく内容なのかというのが、まず一点です。

2点目は、その検討にかかるスケジュール的なものについて、こういった目途を持って検討の結果をお示しになれるのかということをお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 7番議員の再質問にお答えします。

具体的な話ということで、今ほど申し上げましたとおり、通学路である国道歩道や新十津川橋の状況によって危険な場所というのは、橋もそうですけども、橋でない国道もそのような除雪体制のこともございますし、また、距離の問題、2キロという現行の基準を橋本、みどりでも満たしてない場合もありますので、それらのほかの行政区との兼ね合いも当然、公平性とか、小学校、中学校を中心とした距離だとか、そういうことは総合的に検討していかなければならないのかなと考えているところでございます。そのようなことで、検討を今後進めていかなければならないと考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、今年度ということにはなりませんので、令和5年度の冬期のバス運行に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

以上、7番議員の再質問にの答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） はい、再々質問をさせていただきます。

再々質問させていただく前に、ただいま距離についての公平性というお話がございましたので、保護者の方から頂いたご意見を、この場をお借りしてお伝えしたいと思うのですが、発言をお許してください。

スクールバスを利用している子どもさんは、何キロメートル歩いているのですかという質問を受けたことがあります。

スクールバスに乗れる子どもさんは、自宅から小学生は2キロメートル、中学生は3キロメートル歩いた時点でスクールバスに乗って学校へ行くのですか。それとも、自宅近くからスクールバスに乗って、学校から2キロメートル、3キロメートル離れた地点でバスを降りて、そこから2キロ、3キロと歩いているのですか。スクールバスに乗れる子、乗れない子の不公平感は、そういうところに感じますというお話を頂きました。

今回、橋本区、みどり区に限らず、ほかの行政区とのいろいろな公平性という観点がございましてというお話がありましたけれども、やはり、学校間の距離というより、いかに安全に歩ける場所があるかとか、その自分の足でどれだけ歩いているかというところに少し公平性を持ってもらいたいんだというようなご意見がありましたので、お伝えをさせていただきます。

再々質問をさせていただきます。

ただいまのご答弁では、令和5年冬の運行を目指すという計画でいらっしゃるとお伺いしました。私としましては、この1点目は、この運行開始時期についてお伺いするんですが、これから春に向かう時期でしたら来年の冬でも構わないですけれども、今冬が始まりました。12月の初めから連日の大雪で、このように大変な積雪状態です。

スクールバスは今運行路線上で児童を乗せるということによって、どれだけ時間が余計にかかるかとか、運転手さんの負担がどれだけ増えるのか、そこが少し問題になってくるのではないかなというふうに思いますので、できましたら今月からでも、冬休み期間中でも、実際に冬道、雪の中をスクールバスを走らせてみて、そういった検証をして、できるだけ早い時期、冬休み明けぐらいからでもスタートすることはできないのかということ、まず1点目でお伺いいたします。

2点目は、最初の質問でもお話しましたが、乗合ワゴンに乗れますというお話だったんですが、それは確かに有料になります。小学生が片道50円、中学生が100円かかります。もしこの冬、間に合わないのでありましたら、その乗車料金を減免して、朝の登校にかかる乗合ワゴンの片道分ぐらいは無償化するというお考えは、そこまでは検討いただけないでしょうか。役場前で降車しますけれども、とりあえず危険と思われる新十津川橋、国道沿いの道路を歩かないこととなりますので、その点についてはいかがでしょうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 7番議員の再々質問にお答えします。

1点目のご質問は、雪が多いということで、今シーズンからすぐというご質問でございましたけども、今ほど最初の答弁で申し上げましたように、運行業者ですとかそういう関係機関との確認等もありますし、それらにつきましては、橋本、みどりばかりではなくて全体的に考え、検討していかなければならないと思っておりますので、それらも含めて12月からの試行というか、そのようなことは考えていないところでございます。

この冬の交通の状況等も確認しながら、新年度に向けてどのように対応していくか検討していきたいと考えておりますし、2点目のスクールバス混乗の運賃が現在有料であるということでございますので、それらの減免についてということでございますが、これらにつきましても先ほど答弁で申し上げましたように、地域公共交通の総務課とも検討しながら、それらも含めて新年度ということになりますので、それらについては現在のところは考えていないということで、再々質問のご答弁に代えさせていただきます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） はい、よろしいですね。

以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、5番、小玉博崇君。登壇の上、発言を願います。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がありましたので、一般質問をさせていただきます。

来春の統一地方選挙に向けた町長選出馬の意向について、町長にお伺いしたいと思っております。

熊田町政2期目も残り4か月余りとなりました。これまで多くの施策を力強く推し進めてきた姿勢は、まさに攻めの町政と言えるのではないかと感じております。

人口減少や少子高齢化などの社会現象に加え、新型コロナウイルスの影響により新たな行政課題が生まれ、町の舵取りにはこれまで以上に柔軟な発想と行動が求められると考えます。

このような状況の中、今後の新十津川町に対する思いと来春に行われる町長選挙への出馬の意向について伺いたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員からいただきました、来春の統一地方選挙の町長選出馬の意思についてお答えさせていただきます。

最初に私は、平成31年の統一地方選挙におきまして、多くの皆さま方のご支援とご協力いただきまして新十津川町長に再選をさせていただき、早いもので現在2期目の終盤を迎えております。

私は、自然豊かで先人の皆さまが知恵と汗で築き上げてきた歴史と伝統のある我が町新十津川が大好きであります。生まれ育ったこの素晴らしい郷土をしっかりと守り発展させていくことが、私に課せられた使命であると受け止め、これまで全身全霊で取り組んでまいりました。

質問の中で、攻めの町政をしたとのお褒めの言葉を頂き恐縮をしておりますが、町の将

来と町民の皆さま方の幸せと福祉の向上のために、いかに先を読み、どのように行動していけば目標達成に繋がっていくのかを常に考え、熟慮をし、悔いのないよう積極的に行動した結果ではないかと思っております。

これまで行ってきた政策は、当然ながら私1人だけの力ではなく、議会議員の皆さまをはじめ、町民の皆さま方の深いご理解とご協力があって、さらには、副町長、教育長、そして、管理職をはじめとする町職員が一生懸命に奮闘していただいた結果でもあります。

加えて、官民連携の幅広い繋がりなど、たくさんの方々のご支援とご協力が重なり合っ、スマート農業をはじめとする数多くのプロジェクト事業を進めることができ、さらには、役場庁舎建設という100年に一度という大事業を実施できたと思っております。しかしながら、現実には5番議員からの指摘のとおり、たくさんの課題を抱えております。

私は、これまで町長という重責を担ってきた実績と経験などを十分に生かしていくとともに、国会議員、道議会議員、国や道の職員、さらには、母村、母県、五條市との関係に加え、多くの民間の方々との繋がりを生かし、引き続き課題解決に向け、熱い思いを持って前進させていただきたい考えであります。

本年度からスタートした第6次総合計画の10年後の目指す町の将来像は、新たな未来へ、ともに歩もう、つながる絆、かわらぬ自然と笑顔のまちであります。

この実現に向かって、類まれな歴史と伝統のある我が町新十津川の発展と町民の皆さまの幸せのために、力の限りを尽くす覚悟を持って次期町長選出馬の挑戦をさせていただきたく考えてることを申し上げ、5番議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） ただいま熊田町長から出馬の意向がございました。答弁の中には、まだまだやり残した課題がたくさんあるという答弁がありました。

そこで、3期目に向けては熊田町長は、このたくさんある課題に対し、特にどこに力を注ぎこの町政を進めていこうとお考えなのかを伺いたしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 5番議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

主だった課題について、どのように取り組んでいくのかということをお答えさせていただきます。

まずは、本町は稲作を中心とした基幹産業農業の町でありますので、持続的発展を今後しっかりやっていきたいと考えております。このことは、先ほども言いましたように、先人が血と汗の結晶で築いてきた大切な農地から、良質、良食味米が生産されている産地としての名声をしっかりと守り、発展をさせていきたいという考えであります。

日本一の美味しい米作りに努力されている農業者や農業関係機関と一層の連携を取りながら、スマート農業の実装を促進し、基盤となるほ場整備などを計画的に進め、経営規模拡大への対応や農作業の効率化を図り、食料安全保障の確立と持続可能な農業を目指していきたいと考えております。

このことを進めることによって、商工業の振興や地域経済の活性化に繋がり、ひいては、

町民の方々の幸せへと良き連鎖をしていくものと確信をしているからであります。

次に、人口減少と少子化のことです。

この問題は、これからも続いていくものと思われませんが、これまで行ってまいりました教育と子育て支援の充実を柱にした施策の展開と、定住促進対策が一定の成果として表れておりますので、継続していくと考えております。

次に、町民のコミュニティーであります。

今ほど質問の中にも触れられておりましたように、コロナ禍で失われてきたコミュニケーションをどのように復活していくことが良いのかが新たな課題として発生をしております。オミクロン対応の2価ワクチンの接種も進んでいる中、新型コロナウイルスの分類の緩和なども取りざたされておりますので、この状況や政府の動きを注視しながら関係組織や団体とも連携を図り、健康と安全を考慮しながら、徐々に人と人との交流ができるように復活をしていきたいと考えております。

次に、高齢者福祉についてです。

これまで長い間、それぞれの方々があらゆる仕事をされ、また、家族を守り育てるなど貢献をされた方々でありますので、これからも本町に住み続けられ、できるだけ健康長寿でいてほしいと願っていることから、更なる高齢者福祉の充実を図っていきたいと考えております。

近き者喜ばば遠き者きたらんという論語の言葉のとおり、現在、本町にお住まいの方々が、子育て世帯、特に子育ても教育も、そして、老後においても安心をして住み続けられ、その上で魅力や活気のある町にしていくことを考えて行政運営をしていければと思っております。

このことをきちんと進めることで、町外からも住んでみたい町新十津川としての評価を受け、終の住処として本町を選んでいただき、結果として定住促進が図られ、人口減少の歯止めになっていくものと考えております。

このほかまだまだ取り組まなければならない課題がたくさんありますけれども、一つ一つ今までの行政経験を生かしながら克服をし、解決をしていきたいというように考えております。

また、これまで取り組んできたことは先ほども少し触れましたが、役場の庁舎の建替え、ふるさと公園並びに改善センターのリニューアル、札沼線の跡地整備など数多くの大型公共事業を取り組んでまいりました。これら大型公共事業が実施できたのは、歴代の町長が行財政改革を毅然とした姿勢でもって取り組まれ、健全財政を堅持してきたおかげであります。

したがいまして、これからも健全財政を堅持しながら、選択と集中を持って町政運営をしていく決意であります。

まずはこれまで行ってきたハード事業が、しっかりと機能していくようにするなど、先ほど言ったことも含めながら、ソフト面に力を注いでいきたいと考えております。

加えて、SDGsやゼロカーボン、AIやタブレットの情報機器の活用など、新しい時代を見据えた行政運営の中に遅れることなく、着実な取り組みを行い、元気で魅力あふれる新十津川を築き上げていきたいことを申し上げ、5番議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。
それでは、これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（笹木正文君） それでは、午前中の日程第13に引き続きまして、日程第14、議案第62号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第62号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号。
令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億871万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。
引き続き、内容の説明を求めます。
副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第62号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

52ページ、53ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括歳入。

4款、繰入金。補正額73万4千円。これは、一般会計からの繰入金でございます。計1億1,172万3千円。

歳入合計、補正額73万4千円。計2億871万3千円。

次に、歳出。

1款、下水道費。補正額73万4千円、計8,740万2千円。財源内訳、一般財源73万4千円。

歳出合計、補正額73万4千円、計2億871万3千円。財源内訳、一般財源73万4千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。

56ページ、57ページをお開き願います。

1款2項1目維持管理費。補正額73万4千円、計5,060万円。内容を申し上げます。事業番号2番、下水道施設維持管理事務26万円。これは、みどり中継ポンプ場及び橋本、工

業団地、宮前の各マンホールポンプ場の電気料の増額分でございます。

次、事業番号4番、石狩川流域下水道組合管理運営負担金47万4千円。これは、奈井江浄化センターの電気料増加による本町分の負担金の増額分でございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第62号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第63号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第63号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号。

令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,079万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,222万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

[副町長 小林透君登壇]

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第63号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

64ページ、65ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括歳入。

2款、国庫支出金。補正額1,500万円。これは、農村整備事業補助金でございます。計1,925万円。

3款、繰入金。補正額141万円の減額。これは、一般会計からの繰入金でございます。計2,265万9千円。

6 款、町債。補正額1,720万円。これは、農業集落排水事業債でございます。計3,190万円。

歳入合計、補正額3,079万円、計8,222万9千円。

次に、歳出。

1 款、農業集落排水事業費。補正額3,079万円、計6,117万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,500万円、地方債1,720万円、一般財源141万円の減額。

歳出合計、補正額3,079万円、計8,222万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,500万円、地方債1,720万円、一般財源141万円の減額でございます。

次に、63ページにお戻り願いたいと思います。

第2表、地方債補正は変更でございます。

起債の目的、農業集落排水事業債。補正前限度額420万円。起債の方法、利率、償還の方法は、ここに記載のとおりでございます。

補正後限度額2,140万円。記載の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。

68ページ、69ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目維持管理費。補正額3,079万円、計6,117万7千円。内容を申し上げます。事業番号1番、農業集落排水施設維持管理事務3,079万円。これは、電気料の増額分と令和5年度実施予定の花月地区処理場の機械及び電気設備更新工事に係る補助金の配分が本年度あったことから、令和4年度に前倒しをして補正計上することとしたものでございます。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第63号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第64号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第64号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第64号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更について。

滝川地区広域消防事務組合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

滝川地区広域消防事務組合の経費の支弁方法の変更に伴い、滝川地区広域消防事務組合規約を変更することについて、構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。お手元に配付しております新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。

新旧対照表の5ページ。

第13条、経費の負担の支弁方法で、第2項第1号、議会費、総務費及び消防本部費の負担割合の変更となります。

構成市町の人口が減少局面にあり、今後においてもその傾向は変わらないと予測されておりますが、構成市町の減少率に差があることから、現行の案分率では、将来各構成市町の負担金増減率に大きな隔たりが生じることが想定されますので、将来の消防組織の安定的な運用に向けて改正を行うというものでございます。

内容は、現行均等割10パーセント、国勢調査人口40パーセント、国勢調査世帯数30パーセント、財政割20パーセントとしているものを、均等割を10パーセント引き上げ20パーセントに、人口割の国勢調査人口分を10パーセント引き下げ30パーセントに改正をするものであります。

これらの変更により、本町の最終的な負担割合を計算しますと、現行10.454パーセントが12.156パーセントとなります。

次に、議案にお戻りいただきまして付則でございますが、施行期日は令和5年4月1日としております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第64号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第65号の上程、内容説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものであります。

内容を申し上げます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称、（1）所在地、樺戸郡新十津川町字中央306番地3。（2）名称、新十津川町農村環境改善センター。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者、（1）所在地、樺戸郡新十津川町字中央306番地3。（2）名称、社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会、（3）代表者、会長、佐川純。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

本件につきましては、指定管理者の公募を開始し、その後、指定管理者選考委員会を経て、この議案の上程になったところでありますが、選定委員会の意見の集約した結果を申

上げたいというふうに思います。

地域福祉の担い手である社会福祉協議会は、地域住民との関係性も高く、施設を活用したコミュニティーやボランティア活動の推進が期待でき、認知症カフェやふれあい横丁など福祉活動の拠点として施設を有効活用できるなどのことから、この社会福祉協議会に決定をしたということでございますので、その内容をご理解していただきたいというふうに思います。

以上を申し上げ、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第65号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日15日は、議案調査のため休会となっております。

16日は、午前10時から本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1 時48分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年第4回新十津川町議会定例会

令和4年12月16日（金曜日）
午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 経済文教常任委員会審査報告
(委員会報告第5号) 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望
- 第3 陳情第3号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望
(質疑、討論及び採決)
- 第4 議案第58号 新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定について
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第59号 新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第60号 新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第61号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第62号 令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第63号 令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第64号 滝川地区広域消防事務組合規約の変更について
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
(質疑、討論及び採決)
- 第12 発議第6号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化を求める意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第13 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 2番 | 村井利行君 | 3番 | 進藤久美子君 |
| 4番 | 鈴井康裕君 | 5番 | 小玉博崇君 |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 6番 | 杉本 | 初美君 | 7番 | 西内 | 陽美君 |
| 8番 | 長谷川 | 秀樹君 | 9番 | 長名 | 實君 |
| 10番 | 安中 | 経人君 | 11番 | 笹木 | 正文君 |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 町長 | 熊田 | 義信君 |
| 副町長 | 小林 | 透君 |
| 教育長 | 久保田 | 純史君 |
| 代表監査委員 | 岩井 | 良道君 |
| 監査委員 | 奥芝 | 理郎君 |
| 会計管理者 | 内田 | 充君 |
| 総務課長 | 寺田 | 佳正君 |
| 住民課長 | 長島 | 史和君 |
| 保健福祉課長 | 坂下 | 佳則君 |
| 産業振興課長兼 | | |
| 農業委員会事務局長 | 小松 | 敬典君 |
| 建設課長 | 谷口 | 秀樹君 |
| 教育委員会事務局長 | 鎌田 | 章宏君 |

◎職務のために出席した者の職氏名

| | | |
|--------|----|-----|
| 議会事務局長 | 窪田 | 謙治君 |
|--------|----|-----|

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。8番、長谷川秀樹君。両名を指名いたします。

◎経済文教常任委員会審査報告、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第2、経済文教常任委員会審査報告を行います。

12月14日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております陳情第3号の審査結果の報告を求めます。

鈴木経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 鈴木康裕君登壇〕

○経済文教常任委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がございましたので、経済文教常任委員会審査報告をしたいと思います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので新十津川町議会会議規則第94条及び95条の規定により報告します。

議案等の番号、陳情第3号。

件名、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望。

審査結果は、採択すべきものと委員会で判断しました。

以上で、経済文教常任委員会の審査報告を終了します。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎陳情第3号の討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、陳情第3号、物価高における農畜産物の適正な価格形

成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望を議題といたします。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま採択することに決定した陳情第3号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩といたします。

（午前10時04分）

〔議案の配付〕

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前10時05分）

◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第12の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第13とします。日程第11の次に日程第12として、発議第6号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化を求める意見書を追加いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（笹木正文君） 日程第4に入る前に、議案第58号から議案第65号までの案件につきましては、12月14日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明が終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第58号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第58号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第59号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第60号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第61号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

これより質疑に入りますが、議案の量が多いことから、議案のページを二つに区切って質疑を行います。

質疑を行う際は、議案のページ、予算科目、事業名を最初に示した上で発言するよう、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

まずはじめに、11ページから35ページ、4款衛生費までの質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） 2の総務費から3の民生費までですけれども、まず、どの所も電気料の値上げによって補正予算を組んでいるということが、この前示されました。これはもう全体の世界情勢から分かっていたことですので、そのための庁舎での努力をしたのか、各月の使用電力量の実績としては減っているのかどうなのか。その辺を第一に聞きたいのと、あと他の市町村でも問題になっていますが、新電力と契約を交わして高騰してその補正予算を組まなきゃならなくなったとか、施設ごとにやれることですが、庁舎とか児童館、保育園とか、その辺は新電力との契約はあるのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの4番議員の質疑にお答えをいたします。

電力料の値上げということで、施設全体というようなことでの質疑かと思えます。

まず、節電の努力とそういった点についてでございますが、新庁舎、庁舎の関係が私の所掌する主なものになりますが、庁舎で言いますと、冬期間に入りまして暖房の設定温度、こういったものを通常より低くする、あるいは会議室等の暖房、こういったものをこまめに切る、そういったような取組みというのは継続して続けてございます。これは、庁舎に限らずほかの施設についても同様な取組みがなされているかというふうに考えてございま

す。

各月の電力量が全体的にどうかということですが、ちょっと今手元に各月を比較したものはないんですが、全体としては、使用量は同じか減っているかというような程度に推移しているというふうに聞いてございます。

それと、3点目の新電力の関係でございしますが、従前、本庁におきましては高電圧、低電圧、この両方を新電力の会社との契約を進めておりました。で、一定年限ごとに見積書の提出をいただいて、北海道電力あるいは新電力との比較を行いながら、より安価な契約を結ぶというようなことで進めてまいりました。高電圧に関しましては、令和3年4月、見積書の比較において北海道電力の方が安いということでございましたので、北海道電力に切り替えてございます。低電圧に関しましては、この春、約35パーセントの値上げというような申し入れがございましたので、こちらの方につきましても、本年9月より北海道電力の契約の方に變更してございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 4番議員よろしいですか。

はい、4番。

○4番（鈴木康裕君） 令和3年度4月から変えたということによろしいでしょうか。

○議長（笹木正文君） はい、総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの4番議員の質疑でございます。電力の契約が高電圧と低電圧、この二つの区分がございます。高電圧に関しては、令和3年4月、北海道電力に変更。低電圧に関しましては、本年9月より北海道電力の契約に切り替えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは質疑なしと認めます。

これで、4款衛生費までの質疑を終わります。

次に、36ページの6款農林水産業費から47ページの10款教育費までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 議案書47ページの10款5項2目、事業番号が2番のふるさと公園内体育施設管理運営事業についてお伺いをさせていただきます。

今回のこのふるさと公園体育施設の管理運営事業につきましては、プールの循環ポンプの交換というふうなことを説明されております。以前にプールの換気扇の修理等々のお話もさせていただいて、前向きに検討していきたいという答弁をいただいたわけですが、この休館の間に、このプールの換気扇等々も直していただくことはできなかったのか。また、いつ頃にこのプールの換気扇の修繕等々を行う計画があるのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの3番議員のご質問にお答えをいたしま

す。

温水プールの換気扇の修繕につきまして、前回のご質問であった際に、修繕の方を検討するというお話をしていただいております。その後、次年度の予算協議の際に、指定管理者であります受託者といろいろなそういった施設の部分を打合わせをさせていただいて、その部分につきましては実施の方向で検討はしているけれども、ほかの部分で優先度を考慮をして、今回上げさせていただきました温水プールろ過装置の循環ポンプ等の修繕を実施しております。その部分につきましては、受託者と今後協議をして、実施の中で修繕を検討していくということで考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 議案書38ページ、お願いします。3目地場産業振興費の事業番号1番、交流促進施設等管理運営事業についてお伺いたします。

ご説明では、ヴィラトップのライティングハウスの内部改修というご説明をいただきましたが、修繕料といたしましては737万円とかなり大きな額になっておりますので、どのような内部改修を行われるのか、その内容についてお伺いたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、7番議員の質疑にお答えさせていただきます。

ライティングハウスにつきましては、これまでもサライを利用します大学生の合宿などを中心に、大勢だった場合に受け入れていくというような施設でしたけども、今回、設置後28年が経過しましたので、著しく館内のお部屋だとかが消耗しているということで改修に至ったものでございます。

内容としましては、風呂の改修、それから洗面所の取替え、それからトイレにつきましては、小便器、大便器ございまして、小便器の方を廃止して大便器の方を取替えをするというような内容になっております。それから、リビングに大型の窓があるわけなんですけど、ペアガラスの真空が切れておりまして、このペアガラス、サッシの方を2枚交換するというようなこと、そのほかにはカーテン、ブラインドの交換、あと、リビングの照明が水銀灯でしたので、これを今回LEDに交換するというもの、そのほかFF暖房については、設置後28年間一度も更新したことがございませんでしたので、今回4台更新する内容となっております。そして、新たにエアコン2か所、リビングと2階の大広間の和室、この2か所にエアコンの方を設置するというような内容となっております。以上です。

○議長（笹木正文君） はい、7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 28年経過したということで、使い勝手が良いように、快適に使っていただくように改修されることにつきましては異を唱えるものではありませんけれども、このように突発的な何か故障が生じて修繕をしなければならぬのであれば、このように補正ということではよろしいと思うんですが、28年を経過をして老朽化しているもので、そういった改修をするというのであれば、計画的に年度当初予算でもって上げることが可能ではなかったのかなと思うんですが、その辺りの考え方を少し教えていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、7番議員の質疑にお答えするものですが、こちら、ライディングハウスにつきましては、先ほどお話ししましたとおり大学生の合宿等で利用されるという一つの目的がございましたが、並行しまして新十津川物語の作者でございます川村たかし先生が、こちらの方にいらしてですね、執筆活動等で利用される場合に、そういった形でひと部屋用意したというような経緯もございます。

この部屋につきましては、鍵をかけてですね、この部屋は一般的には貸出をしないような管理を適正に行ってきたわけですが、今年の7月に川村先生の奥様の方から、先生がお亡くなりになりましてある程度の月日も流れているということで、そろそろそのお部屋、一室を片付けたいというような申し入れもありまして、今年の翌月8月になりますが、8月の下旬に川村先生の娘さんとお孫さんが、わざわざ新十津川町の方にお越しいただいて、先生が生前使っておりました遺品などを整理していただいたというような経緯がございます。

このようなことから、一般的には28年が経過して老朽化したということもございまして、川村先生が一部使っていた部屋の方も今回改修させていただいて、一般的にその部屋もお貸しするというようなことで今回改修を進めるというものでございます。

また、来年の春、ふるさと公園内がリニューアルされますので、多くの方が新十津川町を訪れるということになるかと思っておりますので、その宿泊の受け皿としても綺麗に整備して、来年のゴールデンウィークから貸出ししたいというもので、今回改修するものでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それでは質問いたします。36ページ、農業費、農業振興費の22番、肥料価格高騰緊急対策事業。このことについて、この件につきましては全く異議はございませんし、ありがたいことだというふうに感じておりますけれども、関連してちょっとお聞きしたいことがありますので質問させていただきます。

もう農家はこの時期ですね、再生産というか来年の営農に向けた営農計画策定するような、そういった時期に入っております。そんな中で、米の消費というか、それはそれなりに今上向いてきている状況にありますけれども、なかなか価格が上がるっていうような状況にはない。そういう現状の中で営農計画を策定する上では、ここに出てきているような肥料代の高騰、これは大幅な高騰と言われてますから大きなものの一つでありますけれども、それ以外の再生産に向けた資材費っていうのは、すべて上昇するっていうような状況にあってですね、本当に厳しい状況の中なんですね。

今回、国の政策として大幅に値上げする肥料代に対して、上がった分の70パーセント国がっていうような中で、町がそれを受けて補てんしてこういった補正になっているわけですが、今後、持続可能な農業というか再生産に向けた形の中では、更なる支援策っていうものを是非とも講ずるべきじゃないかってそんなふうに思うんですけれども、そのあたりの方をどんな思い、町としてどういうふうを受け止めて、どうあれなのかってこと

をお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、8番議員の質疑にお答えをさせていただきます。

農業情勢ですね、昨年ぐらいから非常に悪くなってきておりまして、まず、町としましては第一段階として、7月の下旬に上程させていただきました燃料対策につきまして実施しているところです。これにつきましては、11月30日に農協さんを通じまして、全戸の農家の方に対策、売った分の補助金が交付されているというような内容ですが、非常に肥料についても今回ですね約60パーセントほど上がっているというような農協の方からも話を聞いておりましたので、地方創生臨時交付金を活用させていただきますまして、今回対策を打つものでございます。

今のところ燃油対策、そして肥料高騰対策について、農協の方と協議をいろいろ詰めておりますけれども、若干でございますが、米の価格については今年は上がり基調にあること、そして、今のところ燃油対策、そして肥料対策を講じるという現段階では、そういったできる限りのことを町と農協が協力しながらやっていくという方針の中で今進めている段階ですので、今後また来年以降について、どのような情勢が変化していくかというのを的確に農協と受けながら、協議しながら進めていきたいと考えておりますが、今のところ、この肥料対策の次に何をするかということは、具体的な内容は決まっておきませんので、今後また農業団体と連携を密に図りながらですね、検討してまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

5番、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） ページ番号44ページ、45ページ、10款2項1目、事業番号8番の小学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業についてお聞きしたいと思います。

先日の説明では、集団教育等に使用する高性能なタブレット等を購入するというご説明がございました。各小学校、中学校については、相当の台数のタブレットは整備されているかなというふうに思われますが、今回の購入するこのタブレットに関しては、どのような仕様で、また、どのような用途に使うのか、また、台数はどの程度購入するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員のご質問にお答えをいたします。

タブレットの関係ですけれども、令和2年7月の町議会臨時会に予算補正計上させていただきましたまして、2年度末までに、児童、生徒、教職員分として500台整備をしております。

14日の説明で高性能のっていうことを説明をいたしました。その部分につきましては、小学校、中学校に今導入をいたします18台のうち各学校に1台ずつ配備をし、それにつきましては、全体の活動でいろいろ動画を撮影したり、写真を撮ったりして授業で活用する

ことがございますので、そういった高性能、高機能を持ったタブレットを1台配置するということになってございます。残り16台につきましては、その500台導入時に、それで当面は児童生徒の分、教職員分充足する見込みでございましたが、現在それから転入等の関係がありまして、現在の不足分を今回導入するというものでございます。それを小学校、中学校に配備するという内容でございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

はい、5番。

○5番（小玉博崇君） それでは、今ほどの説明で高性能のタブレット1台、そのほかは不足分を購入するということでしたけれども、そのほかの不足分のタブレットの1台当たりの金額と、高性能なタブレットの金額の差額、その辺はどの程度の差額が生じているのかを教えていただければと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいまの5番議員のご質問にお答えをいたします。

高性能の機種につきましては、金額で申し上げます、17万3千円になります。不足分のタブレットにつきましては、9万3千円になります。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 小玉議員よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは質疑なしと認めます。

これで、6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を終わります。

以上で、議案第61号について質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第62号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第63号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第64号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、滝川地区広域消防事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、発議第6号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴井康裕君。

〔経済文教常任委員長 鈴井康裕君登壇〕

○経済文教常任委員長（鈴井康裕君） それでは、議長のご指示がございますので発議第6号についてご説明申し上げます。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の

強化を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出するものであります。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化を求める意見書。

世界では、新型コロナ終息後の需要回復を見込んだ石油等の価格上昇に加え、ウクライナ情勢によって燃油、肥料、飼料等の生産資材や穀物の相場が急騰している。また、食料とエネルギーを輸入に依存している我が国においては、急激な円安の進行で様々な物、サービス等の価格が上昇しており、農水省における2022年11月の食品価格動向調査結果によると、食用サラダ油が2020年より約45パーセント、小麦粉が約21パーセント高騰しているなど、国民生活に大きな影響を及ぼしている。

こうした情勢を踏まえ、政府は物価上昇に係る国民や農業者等の負担軽減策を講じているが、コスト増分を十分に補填しきれず、また、農畜産物の販売価格にも反映されていない。このため、農水省の食料、農業、農村基本法の検証部会では、農産物の適正取引等を定めたフランスの法律等、海外の事例を踏まえて適正な価格形成の実現に向けて議論を進めており、国民の理解醸成が重要視されている。

また、長引くコロナ禍による農畜産物の在庫滞留が続いており、価格の低迷や生産資材の高騰が農業経営に大きな影響を与えている中、農畜産物の需要減退による需給緩和が深刻化し、経営環境は日々厳しさを増しており、一刻も早い需給改善が求められている。

ついては、食料安全保障の強化に向けて、コスト高に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を整備するとともに、次のとおり農業者の経営継続に向けた需給改善策等を講ずるよう強く要望する。

1、農畜産物の適正な価格形成。

流通、販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を早急に整備すること。

2、農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化。

農畜産物の消費拡大対策を一層強化するなど、営農継続に向けて一刻も早く需給改善策を図るとともに、無利子等の金融対策も併せて講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年12月16日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。以上で終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第13、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてありますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（笹木正文君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 議長のお許しをいただきましたので、令和4年第4回定例議会終了に際し、貴重なお時間をお借りし、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

まずは、12月14日から本日まで開催されました第4回定例会、大変お疲れさまでございました。

このたび上程いたしました報告1件、議案8件、すべて原案通りに可決決定をいただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、コロナの感染拡大がいったんは落ち着いたかと思いきや、次から次へと感染力の強い変異株が現れ、新たなワクチン接種へと繰り返されている状況にあります。

本町においては、感染予防対策をした上で、それぞれの状況を確認、経済支援など対応策を考慮し、必要に応じた予算措置をしてまいりました。

特に新型コロナウイルス感染症の解決の決め手と言われていたワクチン接種については、

町内の医療関係機関の献身的な協力を頂きながら、町民の皆さま方のご理解とご協力のもとに円滑に推進できていると受け止めております。

過般、加藤厚生労働大臣が新型コロナの感染症法の位置づけについて、重症化率を考慮しながら早期に検討する旨の発言があり、そう遠くないうちに2類からインフルエンザと同様の5類へと格下げされていくのではないかと思われまますし、塩野義製薬のゾコーバという飲み薬が認可されましたので、その効能が発揮され、これまでの状況から改善されていくものと期待をしております。

そのような状況の中にあっても、本町の中心作物である稲作は、大きな災害もなく、天候にも恵まれ、出荷確約数量の106.8パーセント、高品質米も過去最高の76.6パーセントとなり、基幹産業を農業とする町として最高の喜びであります。

改めて、たゆまぬ努力をされた農業者並びに農業関係機関の皆さまのご尽力に敬意を表するところであります。

今年は、これまでのコロナに対する感染予防対策の経過などを踏まえ、町民の健康と安全安心を最優先にして、工夫をしながら、芸能発表文化祭をはじめ各種イベントを観光協会、実行委員会の主催により行っていただきました。そのことから、徐々にではありますが、交流やコミュニケーションの機会ができ、加えて、行政区単位においても、工夫をして地域の方々との交流や、触れ合う場を設けられており、町民の皆さん方の笑顔が見える機会が増えてきたのではないかと思います。

従前と同様とはすぐにはなりません、それぞれの組織や団体が上手に感染対策をしながら工夫を凝らすことによって、交流の仕組みができつつあることに大きな嬉しさを覚えるところでもあります。

さて、今年1年を振り返りますと、今申し上げましたコロナからの脱却はできませんでしたが、五條市をはじめ株式会社セコマ、株式会社クボタとの繋がりを深める協定の締結ができましたので、これからのまちづくりに向け、大きな財産を獲得できたと思っております。

そして、役場庁舎、外構を含めてのグランドオープン並びに改善センターのリニューアル工事、ふるさと公園の整備など予定をしていた大事業が予定通りに進められました。

改めて、議員各位の町政推進に対するご支援とご協力に感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、来春は4年に一度の統一地方選挙に当たる年であり、議員各位も私も、与えられている任期は残すところ4か月余りであります。

私は、今定例議会において、小玉議員からの一般質問を受け、次期町長選に出馬をする旨、お答えをさせていただいたところであります。まずは、残された任期を今まで通り全力で取り組み、町民の福祉の向上と町の発展のために与えられている役割を果たし、充実した4年間の任期であったと言えるように、最後までしっかりと努めていく覚悟でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私が町政を臨むに当たっていつも心がけていることの一つに、悔いを残さないようにすることがあります。言うまでもなく、時を経てあの時、こうすればよかったと後悔をしたくないからにはほかなりません。悔いを残さないために、僭越ながら、この機会に議員定数について一言私の思いを申し述べさせていただきます。

議会において議員定数の議論を十分に行い、最終的に11名の定数について、現状維持していくと決定をされたことは、極めて重要な判断だったと受け止めております。

議会議員は、選挙権を持っていれば立候補できることにはなりますが、議会を取り巻く環境は、議会議員のなり手不足といった課題を抱えております。議員各位におかれましては、次期に向けてのご自身の進退について、既に意思表示をされている方もいると聞き及んでおりますが、あくまでも、私見、私の意見であります。意思を表明されていない方においては、年内にでもできるだけ早く進退について表明される必要があるのではないかと思います。

議員各位の決断に際しましては、支援をしている後援会組織との関係など様々な調整があると思いますので、これによって意思表示が遅くなっているものと推察しておりますが、結果として、来年の4月候補者が定数に満たないといった状況が起こるのではと、一抹の不安が拭えないのは私だけでしょうか。

まちづくり基本条例にうたわれております議会の責務の中に、町民に積極的に情報提供するとともに、説明責任を果たす。さらには、より良いまちづくりに資するため、町民の意向を酌み取り、活発な議論に努めるとあります。

これを議員定数の件に当てはめてみますと、現状維持を決定したのは議員各位でありますので、町民の皆さんに向けて、議会議員自らの進退について、まずもって意思表示することが説明責任を果たすことに繋がるのではないのでしょうか。今、まさに町民の皆さんとどのように向き合い、どのように説明責任を果たしていくことが必要なのかが問われているときであると考えます。

このことは当然ながら議員各位も重々承知の上かと思いますが、残された任期がわずかになったこの機会に、余計なことは知りつつもよろしくお願ひしたいという気持ちから一言申し上げたかったことでありますので、何とぞご理解をいただければと思います。

さて、本来であれば、今夕、議会議員、監査委員の皆さまと管理職以上で町主催の行政懇談会を開催し、お礼の挨拶をさせていただき、懇談、交流を深めさせていただくべきところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、残念ながら懇談会を中止とさせていただきます。

町内経済への影響を少しでも抑制するため、代替の対応として、持ち帰り用の料理などの購入についてもご提案申し上げたところ、ご理解の上、ご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

結びになりますが、今年一年、議員各位には大変お世話になったことを申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症のいち早い終息を切願ひし、来る令和5年が町民の皆さんにとっても、議会にとっても、町にとっても、素晴らしく実り多い一年になるよう、さらには、ご参会の皆さま方のご健勝ご多幸を心からご祈念申し上げ、第4回定例会終了に当たってのお礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（笹木正文君） 町長ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（笹木正文君） それでは私からも、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

第4回定例議会終了に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

コロナに関しては、今の町長のご挨拶でもありましたが、一昨年、新型コロナが出現して、まる3年という月日が経とうとしております。

この3年間、議会活動にも多くの制約を受けながら、今年も一年が終わろうとしております。

そして、先ほどの町長の話もございましたけれども、我々議員4年間の任期も残すところ4か月余りとなり、来年は春に改選期を迎えます。

そんなコロナ禍の中で、今年の議会活動は6月の夜間議会をはじめ、議員定数再検討のためアンケート調査や行政区長との懇談を行い、また、毎月2回のかたるベサロンの実施や社会福祉協議会が運営するすまいるあっぷ事業への参加など、可能な限り町民との繋がりを模索してまいりました。

我々議員自身もコロナに翻弄されながら、特に委員会活動では、各委員会での勉強会等の開催回数を増やし、一方で、全議員による議員間討議に力点を置いて参りました。

また、母村、十津川村訪問や管外研修、オンライン研修なども行い、議員個々の資質向上に取り組んでまいりました。

ただ、そんな議会活動を思い起こす中で一つ心が痛むのは、昨年私が同じこの場所で第4回定例会の挨拶の中で、故井向議員について、来年の早い時期には完治して復帰の予定であります、1日も早く1番議員の席に戻ってきてほしいと思っています。というふうに申し上げました。

しかしながら、願いはかなわず、翌1月には帰らぬ人となり、議会にとっては大きな損失となり、何より残念な出来事でありました。改めましてご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

今年も残り半月となりましたけれども、昨年同様、コロナ禍のため議員、理事者、監査委員、そして管理職員の懇談会の席を設けることができませんでしたが、来年は、コロナも完全に終息して、是非とも皆さんと共に懇談の場を持てることを切に願っております。

今定例会に当たっては、コロナ禍で多少変則的な日程となりましたが、各議員の皆さま、理事者及び監査委員の方々、そして、職員の皆さまのご協力により、すべての議案は予定どおり議了となりました。

議会運営を滞りなく進められたことを、改めて私の立場からお礼を申し上げます。

簡単でとりとめのない挨拶となりましたけれども、最後に開基133年目を迎える令和5年が、新十津川町にとって平穏で明るく良い年になることを心から願いまして、お礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

3日間、大変ご苦労さまでございました。

(午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員